*

2020年4月 第93号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行 東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6 階 電話:03-3525-4838



新型肺炎が世界的に拡大しており、日本国内においても収束の目途がたっておりません。 今後、私たちの日常生活にも影響が広がる可能性がございます。

実習生は、テレビのニュースや新聞から情報を得ることが難しい為、インターネットの情報に 頼りがちになりますが、インターネット上では、間違った情報も拡散されています。

是非、企業の皆様からも、実習生に正しい情報を発信していただくようお願い致します。

2019新型コロナウイルスの影響について2

(以下、2020年3月27日時点で確認がとれている情報です。)

- ・母国講習:中国・ベトナム・タイ・ミャンマー・カンボジア・フィリピン全て、休校となっており、 実習生は自宅で待機している状態です。(一部ネット授業も行われています。)
- ・入国:日本政府が27日に発表した、【水際対策強化に係る新たな措置】により、中国・ベトナム・タイ・ミャンマー・カンボジア・フィリピン(JCIで受入れしている送出し国全て)から今後入国する予定の実習生に発給されたビザは、4月末まで効力が停止されます。 (4月末まで新規実習生は入国することができません。)既に日本の在留資格を持っている一時帰国中の実習生は現状入国可能ですが、航空便の手配が難しい状況です。また、日本入国後は2週間の隔離(自宅隔離)が要請されます。
- 試験: 現在コロナウイルスの影響で中止になった試験はありませんが、今後集合試験等は延期の可能性もございます。試験が受けられずに、2号移行や3号移行ができずに在留期限を過ぎてしまう事を防ぐ為、コロナウイルスの原因による未受験者は、臨時的に【特定活動】ビザに資格変更して、就労を継続しながら受験の機会を待つ特例措置が設けられました。
- 帰国: 現状、中国及び東南アジア各国向けのフライトの大部分が運体となっており、航空券の 手配が難しい状況です。帰国後の隔離措置や、国内移動制限等の情報に注意しながら 対応を致します。帰国チケットが手配できない場合等は、緊急措置として【特定活動】 の在留資格への変更手続きを行います。(在留期限切れを防ぐため)
- 実習責任者講習: 実習責任者講習の受講は、3月末期限から【次回の計画認定申請を行うまで】に 延長されました。自社の在籍実習生の申請時期と、コロナウイルスによる活動自粛等の 状況を見ながら、受講時期をご検討下さい。

日々各国政府から新たな発表が出ており、状況が変化しております。 組合ではできる限り情報収集を行い、対応して参りたいと考えております。